

## 公文書管理の在り方等に関する有識者会議中間報告に対する意見

項目番号	意見の内容
4. (1) ア 作成・保存が必要な文書の範囲	<p>「…、一元的な文書管理システムの活用等により、…」とあるが、業務効率化及び適正な文書管理を図るためには、今回の中間報告で盛り込まれている文書管理法（仮称）や具体的方策等の内容が、現在総務省の開発している一元的な文書管理システムに反映されることを明記することが必要。【経済産業省】</p>
4. (1) エ 分類・整理	<p>行政文書管理については、国公立図書館等が活用しているような図書管理システムを各府省共通で導入できないか。行政文書ファイルの背表紙等にバーコードやＩＣタグを貼付して電子システムで管理することにより、文書の追跡可能性（トレーサビリティ）や検索可能性の向上を確保することが可能となる。</p> <p>（理由） 行政文書の管理は各府省によって管理の在り方が様々であるが、各府省とも同一水準の管理の適切性を確保・維持していくためには、共通のインフラを整備していく必要があると考えられるため。【金融庁】</p>
4. (2) ア 延長	<p>公文書管理担当機関等が「チェックする仕組み」を検討するに当たっては、公文書管理担当機関に対する各府省による協力が、チェックの対象となる行政文書ファイルの性質・内容に応じ可能な範囲で行われることとなるよう配慮すべきである。</p> <p>（理由） 行政文書の移管については、現在、「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について（各府省庁官房長等申合せ）」に基づき行われているところ、同申合せ中２（６）において、内閣総理大臣の求めに対する各行政機関の長の協力は、「行政文書の性質・内容に応じ可能な範囲」とされているとおり、行政文書ファイルの性質・内容に応じ公文書管理担当機関の閲覧に供することが適当でない場合が存するため。【警察庁】</p> <p>「…各府省の文書管理担当課等がチェックする仕組みとする。」とあるが、実際に各省庁の文書管理担当課等がチェックする仕組みを実現していくためには、まずは各省庁において人材確保及び人材育成等の観点での取組が進められるような公文書管理担当機関等の具体的な支援や政府としての具体的な取組の内容を明確にして頂きたい。【経済産業省】</p>

項目番号	意見の内容
4.(2)イ 移管・廃棄	<p>文書の移管・廃棄の是非については、公文書管理担当機関の判断を優先するのではなく、当該文書を保有する行政機関の専門的な判断が反映されるよう、移管・廃棄の仕組みについて慎重に検討すべきである。</p> <p>(理由)</p> <p>各行政機関で保有する文書の中には、情報公開法第5条各号に規定される不開示情報が含まれる場合がある。これら不開示情報の中には、公表されることによって、国の安全が害され、又は犯罪捜査等に支障を及ぼすおそれがあるものがあることから、開示・不開示の判断を行うに当たっては、犯罪捜査等に関する専門的な知見が不可欠である。【警察庁】</p> <p>「公文書管理担当機関による何らかのチェックを経る」仕組みを検討するに当たっては、公文書管理担当機関に対する各府省による協力が、チェックの対象となる行政文書ファイルの性質・内容に応じ可能な範囲で行われることとなるよう配慮すべきである。</p> <p>(理由)</p> <p>行政文書の移管については、現在、「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について(各府省庁官房長等申合せ)」に基づき行われているところ、同申合せ中2(6)において、内閣総理大臣の求めに対する各行政機関の長の協力は、「行政文書の性質・内容に応じ可能な範囲」とされているとおり、行政文書ファイルの性質・内容に応じ公文書管理担当機関の閲覧に供することが適当でない場合が存するため。【警察庁】</p>
4.(3) 移管後の利用	<p>現行では、情報公開法第5条第4項～第6項の不開示情報が記載されていても一般の閲覧が制限できないため、当委員会の調査に関する情報(法5条6号イ)等が記載されていても一般に閲覧されてしまう可能性があり、当委員会の調査業務に支障を及ぼしかねない。したがって、情報公開法を直接適用するか、当該情報を一般に閲覧できないようなスキームを構築していただきたい。【公正取引委員会】</p> <p>国立公文書館に対し閲覧請求があった場合における公開・非公開の判断が移管元省庁の判断と一致することを担保していただくために、閲覧に当たっては事前に移管元省庁の判断について協議(意見交換)するための十分な期間を設けていただきたい。</p> <p>(理由)</p> <p>公文書は広く国民の利用に供されることが民主主義の原点とされているところであり、国立公文書館の積極的な利用が望まれるところ。国立公文書館への公文書の移管により閲覧請求も多数に上ることが予想されるため、公開・非公開の判断を適切に行うには相応の期間が必要であると考え。【金融庁】</p>

項目番号	意見の内容
4. (3) 移管後の利用	<p>中間報告においては、移管後の文書について、原則公開を基本的な考え方としているが、公開について具体的方策を検討するに当たっては、個人情報保護等について細心の留意を図る必要があるため、最終報告に向けて、「個人情報の保護等に留意しつつ」という文言を明記することを検討されたい。【法務省】</p> <p>(デジタル・アーカイブ化について) 多くの移管文書はつくばの分館に保存されているところ、行政機関が行政利用する際は原則8日以上前に申し込む必要があるため、勤務時間外の急な国会対応等には間に合わないおそれがある。 不開示情報を含まない移管文書については一般の閲覧用に電子情報化されているが、不開示情報を含む移管文書についても電子情報化し、インターネット経由で速やかな検索のみならず、移管元省庁については、コード入力等の識別により直ちに閲覧が可能となるようなデジタル・アーカイブの形で便宜を向上させることが行政機関の移管促進に向けた利便性向上のために望ましい。</p> <p>(シームレスな仕組みについて) 職務上必要性がなくなっても文書に記載された不開示の情報は残っていることから、国立公文書館による公開・非公開の判断が移管元の行政機関の開示・不開示の判断とそごを生じることがないようにするためには、国立公文書館が公開・非公開を決定するに当たっては、移管元の行政機関との協議を要することを制度として明示することが必要不可欠である。 特に、開示した場合に「国の安全が害される」おそれがあるか否かの判断については、高度に専門的な知見を有する移管元の行政機関に委ねられていることは、情報公開法第5条第3号の法文上（公にすることにより、国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報）明らかである。【防衛省】</p>
4. (4) ア 統一的管理の推進 (中間書庫等)	<p>刑事事件の「訴訟に関する書類」に関して、刑事確定訴訟記録については、刑事確定訴訟記録法第2条により、第一審の裁判をした裁判所に対応する検察庁の検察官が保管すると定められ、不起訴記録についても、訓令により、検察官が保管することとされている。また、刑事事件の「訴訟に関する書類」は、典型的に秘密性が高く、その大部分が個人に関する情報であるとともに、公になることにより犯罪捜査、公訴の維持その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれが大きい上、捜査・公判遂行上、使用頻度も高い。よって、保管（保存）期間満了前の刑事事件の「訴訟に関する書類」は、中間書庫における集中管理にはなじまないため、対象外とされたい。【法務省】</p> <p>保存期間満了前や延長している行政文書は、一定期間が経過した文書であるとしても、日常の業務に使用または使用する可能性があり、各府省共通の集中書庫での管理では業務の適正な遂行に著しく支障が生ずる。 また、集中管理を行うのであれば、機密性の高い文書については、暗号</p>

項目番号	意見の内容
4.(4)ア 統一的管理の推進 (中間書庫等)	<p>による管理を徹底するなど特段の配慮が必要である。【法務省】</p> <p>各府省の文書管理担当課による集中管理を原則とするとのことであるが、各府省の状況を踏まえた「集中管理」の具体的な定義・基準を示していただきたい。</p> <p>(理由)</p> <p>行政文書管理に当たっては、現状、各府省によって管理の在り方がかならずしも同一水準にはないことから、統一的管理の推進を図るためにも「集中管理」の具体的な定義・基準について示していただきたい。【金融庁】</p>
4.(4)イ 監視機能の強化	<p>「公文書管理担当機関が報告徴収や実地検査等を行う」仕組みを検討するに当たっては、公文書管理担当機関に対する各府省による協力が、報告徴収等の対象となる行政文書ファイルの性質・内容に応じ可能な範囲で行われることとなるよう配慮すべきである。</p> <p>(理由)</p> <p>行政文書の移管については、現在、「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について（各府省庁官房長等申合せ）」に基づき行われているところ、同申合せ中2(6)において、内閣総理大臣の求めに対する各行政機関の長の協力は、「行政文書の性質・内容に応じ可能な範囲」とされているとおり、行政文書ファイルの性質・内容に応じ公文書管理担当機関の閲覧に供することが適当でない場合が存するため。【警察庁】</p> <p>「延長・移管・廃棄の判断等」に際し、当該行政文書ファイルの性質・内容について専門的知見を有する各担当課の判断が優先されるよう、その関与の具体的在り方について慎重に検討すべきである。</p> <p>(理由)</p> <p>「延長・移管・廃棄の判断等」については、当該行政文書ファイルを適切に管理する責任を有し、その性質・内容について専門的知見を有する各担当課の判断が原則として優先されるべきであるため。【警察庁】</p>
4.(4)ウ 人材の確保・資質 向上	<p>文書管理にかかる適切な人材の確保・資質向上の重要性については十分認識しているところ。文書管理に関する専門家の養成に当たっては、(可能であれば)当庁からも職員を参加させていただき機会を設けていただき、将来的には専門的な部署が設置できるよう機構定員上の配慮を願いたい。</p> <p>(理由)</p> <p>当庁が保有する行政文書は民間金融機関等の経営の機微にかかる情報やこれらと取引する企業情報並びに個人情報等が多数含まれている。今後ともこれらを適切に管理していくためには文書管理の専門家が必要であると考える。【金融庁】</p>

項目番号	意見の内容
5. (1) 公文書管理担当機関の在り方	<p>公文書管理担当機関が「延長・移管・廃棄への関与」の機能を担う仕組みを検討するに当たっては、当該行政文書ファイルの性質・内容について専門的知見を有する各担当課の判断が優先されるよう公文書管理担当機関の機能について慎重に検討すべきである。</p> <p>(理由)</p> <p>延長・移管・廃棄の判断については、当該行政文書ファイルを適切に管理する責任を有し、その性質・内容について専門的知見を有する各担当課の判断が原則として優先されるべきであるため。【警察庁】</p> <p>公文書管理担当機関が「文書管理の実施状況の把握と不適切な実態の是正」の機能を担う仕組みを検討するに当たっては、公文書管理担当機関に対する各府省による協力が、対象となる行政文書ファイルの性質・内容に応じ可能な範囲で行われることとなるよう配慮すべきである。</p> <p>(理由)</p> <p>行政文書の移管については、現在、「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について（各府省庁官房長等申合せ）」に基づき行われているところ、同申合せ中2(6)において、内閣総理大臣の求めに対する各行政機関の長の協力は、「行政文書の性質・内容に応じ可能な範囲」とされているとおり、行政文書ファイルの性質・内容に応じ公文書管理担当機関の閲覧に供することが適当でない場合が存するため。【警察庁】</p>
その他	<p>刑事事件の「訴訟に関する書類」は、典型的に秘密性が高く、その大部分が個人に関する情報であるとともに、公になることにより犯罪捜査、公訴の維持その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ大きいことなどから、情報公開法の適用除外とされ、刑事確定訴訟記録法及び訓令において、保管（保存）等が検察官に委ねられるとともに、保管（保存）期間、保管（保存）期間経過後の措置等についても明確に定められ、適切に管理されているところである。また、文書の書式等についても、訓令等で明確に定めている。</p> <p>よって、新たな文書管理法制下においても、刑事事件の「訴訟に関する書類」については、その性質上、例外的に取扱う必要がある。【法務省】</p>

<意見照会の結果、意見のなかった府省>

内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府、宮内庁、総務省、文部科学省、農林水産省、環境省